

伊藤（信）委員 自民党の伊藤信太郎でございます。

きょうは、国にとっても、また国民にとっても、そしてまた地球の未来にとっても最も大事な教育、その教育の中でも根幹の部分である義務教育、その義務教育の国庫負担制度、これを中心に質問したいと思います。

この件は、国民の間で大きな議論のあるところでございまして、また、小泉総理や、あるいは中央教育審議会の方でも、また知事会の方でも、それぞれの御意見もあるようでございます。きょうの委員会で、できればそういった方々もお呼びして一緒に立体的な議論をしようと考えていたわけでございますが、諸般の情勢あるいは手続上の問題、前例がないとのことにより、きょうはそれが残念ながら可能ではありませんので、それぞれの方の発言も引用しながら、文部科学大臣にお尋ねしたいと思います。

思えば、小泉内閣ができた当初、平成十三年五月七日、小泉首相が所信の表明演説で非常にいいことをおっしゃったんですね。それは、米百俵の精神だということでもあります。これは、私の理解するところ、どんなに財政状態が厳しくても、社会の未来をつくるのはやはり人間であるし、特に若者、そういった若者の教育にお金なりいろいろなものを投資していくんだ、そのことが社会や政治の要諦である、そういう哲学なり価値観というものを示した非常に立派な所信表明演説ではないかなと思います。当時まだ生きておりました私の父も、これを聞きまして、大変すばらしい総理だと申しておりましたし、その後、大学の教員の職にあった私が政界に入ったのも、やはり政治を通じて教育をよくしたいという信念からでございます。

ところが、今日、この所信表明演説が別の形で少しとらえられているのではないかなという危惧もあるわけでございます。そんなことから、文部科学を所管する中山文部科学大臣に、この米百俵の精神と小泉総理がおっしゃった意味というものをどのようにとらえているかをお伺いしたいと思います。

中山国務大臣 おはようございます。

まず、ただいま黙祷いたしましたけれども、ことしはたくさんの台風、そしてまた先般は新潟中越地震、たくさんの方が犠牲になられましたけれども、亡くなった方々に改めて御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

ということで、今、米百俵の精神、どのように考えているかという御質問でございまして、御承知のように、米百俵の故事というのは、国が興るのも町が栄えるのもことごとく人にある、食えないからこそ学校を建て、人物を養成するのだという小林虎三郎氏の思想に基づくものでございます。そしてまた、先般の所信表明におきましても、小泉総理は、「新しい時代の国づくりの基盤となるのは、人です。」ということで、教育の重要性について述べられたわけでございます。

義務教育費国庫負担制度というのは、義務教育の根幹であります機会均等、水準の維持向上、そして無償制を支える極めて重要な制度であると考えております。私といたしましても、小泉総理のこの米百俵の精神をしっかり受けとめまして、義務教育の充実に努めてまいりたい、このように考えております。

伊藤（信）委員 先日の大臣のあいさつ、そして今の御答弁、両方お聞きいたしま

しても、前段の部分は繰り返しでよくわかるわけでございますけれども、そのような検討の結果どのような結論を出すかということについて、甚だ不明瞭であると思いません。現実にも、知事会の方から義務教育の国庫負担制度、今年度については中学分を廃止すべしというようなお考えも出ているようでありますけれども、この件に関して、大臣はどのようなお考えでお進めになるつもりか、明確にお答えをお願いしたいと思います。

中山国務大臣 義務教育というのは、憲法の要請によりまして、知育、徳育、体育の調和のとれた児童生徒を育成し、国民として共通に身につけるべき基礎的な資質を培うものでありまして、国はすべての国民に対しまして無償で一定水準の教育を提供する最終的な義務を負っていると考えております。義務教育費国庫負担制度というのは、国がその責任を制度的、財政的に担保する制度でありまして、地方公共団体の財政力の差にかかわらず、全国のすべての地域においてすぐれた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための極めて重要な施策であります。

この義務教育費国庫負担金の取り扱いにつきましては、このような重要性にかんがみまして、義務教育制度のあり方、義務教育における国と地方の役割分担などの観点を踏まえつつ、教育改革の一環として十分に検討してまいりたい、このように考えております。

伊藤（信）委員 今お聞きしたんですけれども、日本語というのは大変便利な文章構造になっておりまして、結論が最後の方に来ると同時に、その結論を不明瞭のまま文章を終えることもできるということでございまして、十分検討した結果どうなるのか、要するに、現在の二分の一補助というのを堅持するというところで中央突破を図るのか、それとも、ある妥協をするのか、その辺、実際のところどうなのかをはっきりお伺いしたいと思います。

中山国務大臣 御指摘のように、極めて大事な、重要な問題でございますが、この義務教育に係る経費の負担のあり方につきましては、御承知のように、平成十四年十二月の総務、財務、文部科学大臣による三大臣合意もあります。また、平成十五年六月に閣議決定されました経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三等によりまして、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度のあり方の一環として検討を行い、これを踏まえつつ、平成十八年度末までに所要の検討を行うとされているわけでございます。

そういう意味で、この国庫負担制度のあり方につきましては、中央教育審議会の議論も踏まえつつ、今後平成十八年度末までにしっかり検討していく必要がある、このように考えておるわけでございます。

伊藤（信）委員 今三党合意の話が出たので申し上げたいと思っておりますけれども、その三党合意の第二条のところ、今大臣がおっしゃられたように、十八年度末までに国庫負担金の一般財源化について所要の検討を行うと書いてあるわけでありまして、今は十六年だと私は思うんですね。ですから、この十六年に中学の分をどうこうすることとはこの三党合意に反するのではないかなと思うんですけれども、その件につ

いての大臣の御所見をお伺いいたします。(発言する者あり)三大臣合意ですね、済みません。

中山国務大臣 今回の地方団体側の改革案というのは、一方で二〇〇四でそのように検討しろというふうな指示がありましたので、それに基づいてなされたもの、そういうふうに理解しております。

伊藤(信)委員 と申しますと、この三大臣合意は拘束力を持たないという御理解でいらっしゃいますか。

中山国務大臣 あれはちゃんと拘束力は持っていると思っていますし、一方ではまた、今申し上げましたように地方六団体からの改革案は基本方針二〇〇四に基づいて政府からの要請を受けて取りまとめられたものがございますから、その両方を勘案しながらこれから検討されるものだ、このように理解しております。

伊藤(信)委員 まさに玉虫色の御回答なわけですけれども、これは決断が迫られていることでありますので、玉虫色ということではいつまでも結論を逃げるというわけにはいかないんだらうと思います。ですから、文部科学委員会ではここでしっかりと議論を詰めたいと思うわけですけれども、このことに関してはやはり中央教育審議会というものが大きな役割を果たすんだらうと思うんですね。

そして、中央教育審議会の鳥居会長は、二十一日に総理官邸を訪れて、国庫負担制度の堅持というものを強く訴えて、その法的論拠であるとかいろいろな必要性についてしっかりと総理にも話されたと聞いておりますし、漏れ承るところによると、もし知事会の一部の意見を聞いてこの国庫負担制度が形骸化するあるいは廃止されるということになれば、中央教育審議会の存立の意味そのものにもかかわることなので、会長を辞するということがもほのめかされたということも漏れ承っております。

一方、知事会、これは決して全会一致ではありませんけれども、知事会の三分の二、おおよそ三分の二は、これは廃止の方向で動いております、その中で、リーダー格といえますか急先鋒は宮城県の浅野史郎知事でございます。

先日、私は、浅野史郎知事とこの件に関して約四十分間率直な意見の交換をさせていただきました。

その中で、浅野知事は、義務教育は地方自治体の住民サービスであるとおっしゃいました。したがって、住民が選んだ知事なり町長なり市長がそれぞれのお考えでやる、そのことに対しては住民が判断するんだからいいのだ、もし教育に熱心でない、義務教育のいろいろなことについてないがしろにするような首長がいたら、次の選挙で落ちるからいいのだ。さらにおっしゃったのは、住民の方が文部省より偉いんだ、逆の言い方でしたが、文部科学省は住民より偉いのかというような言い方をおっしゃったわけですね。

私は、ちょっと議論の論点が違うんじゃないかなと思うんです。一つは、まず直接義務教育を受ける住民というのは有権者ではありませんね。それからもう一つ、それに気づいた、我が子の教育レベルの低さに気づいた親が次の投票行為をすることも最大四年あります。そのときには既に四年学年が済んでいますから、遅かりし由良之

助ということになりますね。それから、首長の投票行為というのは、私も選挙の研究をしたことがありますけれども、必ずしも教育政策のみによってされるわけではありません、やはりいろいろな地方自治がありますから。そう考えると、果たして、住民によって教育が左右されるから地方自治ということでもいいのだという論拠が成り立つかどうか、私は甚だ疑問です。

さらに、仮に小中学校の義務教育の教職員の国庫負担がなくなってそれを住民税に転嫁しますと、宮城県の例では百六億円減ると言われております。知事に、百六億円減りますけれどもどうしますか、これはどこかほかのものをなくしてでもとにかく減らさないようにしますかとお尋ね申し上げたところ、減らすかもしれないとおっしゃった。さらに私は知事に、それじゃ、どうやって宮城県の義務教育のレベルが下がらないようになさるんですかと言ったら、それは工夫でとおっしゃる。どのような工夫かについては具体的な言及はありませんでした。

事ほどさように、中央教育審議会のお考えとそれから知事会の一部のお考え、大きく違うわけですね。このように大きく考えが違う社会団体といいますかグループがある。この際に、文部科学大臣としてはどちらの意見をおとりになるのか。この辺、お聞かせ願いたいと思います。

中山国務大臣 地方六団体の方でも本当にいろいろ議論されました。本当に苦吟されて取りまとめられたというふうにも伺っているわけでございます。

さらに、委員が御指摘のように、要するに教育も住民サービスの一環なんだ、そういうふうなお考えもあると思います。しかし、住民サービスにもいろいろあるわけでございまして、その知事さんによりまして、福祉に重点を置くのか教育に重点を置くのか、あるいはもっと道路とか橋とかそういう公共事業に重点を置くのか、いろいろなお考えがあると思うわけでございまして、そういった全体の住民サービスの中で教育をどのように位置づけるかということだろうと私は思うわけでございます。

基本的には、確かに住民サービスの一環でもございしますが、学校教育につきましても、それぞれの地区におきまして、その地区の風土、成り立ちあるいは伝統文化、いろいろあるわけですから、そういったものを踏まえて、本当に郷土色豊かな子供たちを育ててもらいたいな、そういう気持ちはあるわけですが、しかし、今御指摘のように、地方によりましては本当に財政力の乏しいところもございまして、必ずしも、教育、一生懸命やりたいんだと思っていてもなかなか十分なことができない、そういった県があるいは出てくるかもしれない。そこで国としては、全体として、たとえどんなに山間僻地に生まれても、やはり日本人として生まれた以上ひとしく義務教育を受けることができる、こういう最低限の保障だけはしなきゃいかぬ。

そういう意味で、全体的な枠組み、それを担保するこの負担制度は維持しながら、かつそれぞれの教育というのは地方が創意工夫をして施してもらいたい、そういうふうに私は考えております。

伊藤（信）委員 正直言って、わかったようなわからないような御答弁だと思うんですが、さらにお聞きいたしますと、この件に関しては、中央教育審議会もありますし知事会あるいは地方六団体もあるでしょう。そして、文部科学大臣の任免権者である小泉総理のお考えもあると思います。最終的に、このように教育の根幹にか

かわる重大な判断、国家百年の計で、これからの日本の浮沈がかかっていると思いますけれども、この最終判断、決定はだれがなさるんですか。文部科学大臣がなさるんですか、それとも小泉総理がなさるんですか。これは文部科学大臣にお伺いしたいと思います。

中山国務大臣 教育に関しましては、総理から、この私、文部科学大臣がしっかりやれ、こういうふうに御指示を受けているわけですから、少なくとも、私の段階でひとつ頑張っているいろいろと考えていかなきゃいかぬ、こう思っていますけれども、いろいろな事情もありますし、いろいろなお考え方もあるでしょうから、最終的にはやはり総理の決断といいますか裁断ということになるかもしれませんが、そうなる前に、私としては、文部科学大臣としてきちっとやっていきたい、このように考えております。

伊藤（信）委員 文部科学大臣の信念、お考えと小泉総理のお考えがどうしても歩み寄れない、その際に、文部科学大臣としてはどのような政治行動なり判断をとられるおつもりですか。

中山国務大臣 最初にお答えいたしたわけですが、総理はまず内閣総理大臣になられた最初に、米百俵の精神をうたわれたわけですが、先ほども言いましたように、今回の国会でも、国づくりの基盤は人であると言われたわけですが、そういう意味で、小泉総理も、教育というものは本当に大事なんだ、人づくりのもとだということについては全く私と同じ考えではないか、こう思うわけですが、最終的には小泉総理もそういった方向で考えていただけるものだ、このように考えております。

伊藤（信）委員 ぜひ、文部科学大臣の信念に基づいた果敢な行動を期待したいと思います。

この問題を少し、ケーススタディーではないですけれども、具体的な論拠で考えようと思ひまして、東京の中央にある割合豊かな地域にある小中学校と、宮城県の中でも仙台市の中心部にある小中学校、そして宮城県の中でも大変郡部、山間僻地にある小中学校で、財政状況、また手当等も含める教職員の報酬なり待遇、これにどのような差異があるかということで、私なりに調査を進めたわけですが、残念ながら、残念なところ、これもちょっと不思議なことなんですけれども、多くのところから、そのような資料はないとか、それは出せないとかいう回答が来たんですね。これは非常に逆の意味で奇妙なんですけれども、私は国庫負担制度というものがしっかり機能するために議論をするためにこの資料を使いたいと思っているわけですが、

ということでございますので、文部科学省が把握している範囲において、今回、国庫負担制度がなくなると格差が広がると言われているわけですが、既に格差があるのではないかと私は思うんですね。例えば、都市部の小中学校には都市手当というものがあるということも聞いておりますし、そのパーセンテージについても開きがあるということも聞いております。それから、いろいろな形の手当があるということも、そして手当の財源についても複数のものがあるということも聞いております。

そのようなことも含めて、特定の都市を挙げる必要はないと思いますけれども、いわゆる大都市の中心部で人口稠密で所得水準の高い地域の小中学校と、地方の県における県庁所在地、そして地方の県における大変人口が薄いような地域、その間で教職員の待遇や学校の財務状況にどのような格差があるかどうかについて、把握している範囲で、これは細かい数字ですので、初等中等教育局長の方からお答え願いたいと思います。

銭谷政府参考人 平成十五年に文部科学省が行いました教員給与の実態調査、これによりまして御説明を申し上げたいと存じますけれども、まず、東京都と宮城県仙台市の給料の水準を、経験年数など同一の指標によりまして比較をいたしましたところ、ほぼ同水準となっております。

ただ、先生もお話ございましたように、東京都と仙台市におきましては、いわゆる物価あるいは生計費が高い地域に在勤をする観点から、調整手当というものが支給をされているわけですが、その調整手当につきましては、東京都が一％で仙台市が三％ということで、差はございます。ただ、その他の諸手当につきましては、特段の格差は生じていないというふうに思われるところでございます。

それから、お話にございましたように、宮城県内において、仙台市と僻地を含む町村部の教職員の給料を比較いたしますと、これは同一額でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、仙台市の教職員には調整手当が支給される一方で、僻地に勤務をする教職員には僻地手当というものが支給をされたりするというところで、その辺、若干の差が出てくる。これは、僻地の方が多くなったりする場合もございませうけれども、差が出てくるということはございます。

伊藤（信）委員 それらの手当の財源はどこになっておりますか。

銭谷政府参考人 いわゆる県費負担教職員の給与につきましては、現在、給料と諸手当が国庫負担の対象になっております。ですから、県費負担でございませうので、県が給与を負担し、その二分の一を国が負担をするということになっております。

伊藤（信）委員 次に、人事の面をお聞きしたいと思うんですけれども、公立小中学校への教員の配置、これはどのような法律に基づいてなされているか。そしてまた、法律論は別として、実態的に、例えばある教員がこちらの方の中学校、小学校に行きたいと言った場合、どれくらい実際通るのか。これは地域による格差はあると思いませんけれども、この辺の実態について、これは局長からお伺いしたいと思います。

銭谷政府参考人 県費負担教職員の人事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にその手続が定められております。同法の三十八条によりまして、県の教育委員会が人事を行うわけですが、その際には市町村の教育委員会の内申を待つて行うということになっております。また、同法三十九条におきまして、市町村の教育委員会に対しまして校長先生が意見具申をすることができるということになっております。

ですから、通常は、各教員から校長先生がいろいろ希望をお聞きして、教育委員会

の方に意見具申をして、そこから人事がスタートをするということになるわけでございます。

ただ、各県とも、それぞれ人事の方針というものを立てまして実際の人事を行っているわけでございます。例えば、できるだけ市部と郡部、僻地などの広域にわたる交流ということを中心にしたり、同一校の在任期間の長い方は異動の対象とするとか、あるいは学校によって教員構成が年齢その他適正化を図らなければいけないといったようなこともございますので、そういったことを考慮しながら人事を行っている。

一般的にこれは申し上げられることだと思いますけれども、やはり教員も都市部を希望する教員が多いのではないかと思います。その場合、市町村間、あるいは都市とそれ以外の地域との交流に苦慮するという実態もあるのかなというふうに思っておりますが、最終的には、円滑な人事に向けて今、皆努力をしているということでございます。

伊藤（信）委員 今、後段におっしゃられた部分が非常に肝の部分だと思うんですけども、要するに、教員も人の子ですから、いろいろな意味で条件がいい都市部に行きたがるという傾向がありますね。このことがやはり義務教育国庫負担制度がなくなると助長されると思います。その結果どうということが起きるかということ、やはり都市部、人口稠密で所得水準の高い地域の小中学校の教育レベルが上がりと言うと語弊があるかもしれませんが、に多くの希望教員が集まる、結果としてレベルが上がる蓋然性が非常に高いと思いますね。そして、郡部、僻地は希望者が少なく、結果として教育レベルが下がる蓋然性が非常に高いということが私は言えるのではないかと思います。

次に、今度知事会が出してきた中で、とりあえず中学をやるという話が出たわけですが、同じ義務教育の中で中学だけやるということの論拠、これは知事会に聞いた方がいいのかもしれませんが、この件については文部科学大臣としてはどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

中山国務大臣 地方六団体からの改革案におきましては、十七、十八年度を一期、その後、十九、二十を二期と二つに分けておるようでございまして、二期までに義務教育費国庫負担金全額を税源移譲の対象、こういうふうになっているわけでございまして、その第一期におきまして、前半におきまして、中学校分八千五百億円を先行して廃止する、税源移譲の対象、こういうことになっているわけでございますが、どうして中学校分が先なのかなということについては私もよくわかりませんが、数字合わせの中でそのようになったのかなと推察しているところでございます。

伊藤（信）委員 まさに今大臣がおっしゃられたように、数合わせで何の教育論もないんですね。今、小中一貫であるとか、あるいは小学校の年限を見直すとか、こういう歴史段階にあるのに、中学だけを変えるというのは、何の論拠もないし、全く教育を考えない、数合わせというか財政論からきた考えではないかと私は思います。

そして、そのとおりやると、日本国憲法の第二十六条、教育基本法の第四条、義務教育国庫負担法の第一条に私は抵触するのではないかなと思うんですけども、この件に関して文部科学大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

中山国務大臣 義務教育費国庫負担法というのは、今御指摘ありましたけれども、憲法二十六条や教育基本法の第四条に定めます義務教育無償の原則にのっとりまして、国民のすべてに対してその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することによりまして、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としているものでございます。

仮に、この義務教育費国庫負担金を一般財源化した場合に、地域によっては教育の機会均等や教育水準の確保に著しい支障を生じるという事態になれば、それは憲法等の要請に対する国の責任を果たしているとは言えない状況になると考えております。

伊藤（信）委員 まさにこれは憲法違反の疑義があるということなんですね。やはり憲法は国民がひとしく教育を受ける権利というのを保障しておりますし、逆に、義務教育というのは国民がやはり義務として受けなければならないところですから、逆に、国民がひとしく、ひとしくというのは、必ずしも九年ということだけを指しているのではなくて、同水準のということも指しているわけですね。ひとしく義務教育を受ける権利があるわけですから、それを担保することが国に課せられている。つまり、これは地方自治法でも政令でもなくて、憲法であり、教育基本法であり、そしてまた義務教育国庫負担法ですから、国が責任を持つべきだと思います。私は、もう国庫負担五〇％じゃなくて一〇〇％にすべきだというのが私の私論ですけども。

そういうことですから、今回の地方六団体といいますか、知事会の一部の考えというのは私には全く理解できないわけでありましてけれども、このように、自治体の首長の思想性とか価値観あるいはそれぞれの自治体の財政状態により、義務教育のレベルというものに地域格差が出る、特に都市が上がって郡部が下がるというようなことになる。

そしてまた、そのことによって、子供たちが住んでいる地域によって、また親の財政力や親の持つ職業の種類によってその子弟が受けられる義務教育のレベルが異なってしまう。子供にはもうチョイスがないんですね。特に、小中学校の場合は親元から行きますから、親が住んでいるところの公立小学校に行かなきゃならないわけですね。それで、都市部においては私立小学校もありますけれども、これはもちろん財政力がなければ行けないわけです。

そうすると、教育の機会均等の原則、憲法で保障しているものがここで崩れると私は思うんですけども、この件についてもう一度文部科学大臣にお考えと決意をお聞かせ願いたいと思います。

中山国務大臣 義務教育というのは、憲法が保障します国民の権利でございますが、それとともに、国家社会の発展を担う人材育成という国家戦略に位置づけられた国の責任である、このように考えております。

そういった中で、今御指摘のように、この制度が廃止されるということによりまして、地域ごとの教育水準やあるいは保護者の経済力に影響を与えるというふうな事態になれば、これは憲法の要請に対する国の責任を果たしていないということになると考えているわけございまして、この義務教育費国庫負担制度の取り扱いにつきましては、このような制度の重要性にかんがみまして、義務教育のあり方、そして義務教



育における国と地方の役割分担などの観点を踏まえまして、教育改革の一環として十分慎重に検討してまいりたい、このように考えております。

伊藤（信）委員 前段は勢いがよかったですけれども、最後に、慎重に検討をとるので、ちょっと私もがくっときてしまったんですけれども、ぜひ、憲法違反の疑義のある今回の義務教育の国庫負担の廃止については、文部科学大臣は信念を持ってこれを堅持する方向で動いていただきたいと私は強く希望いたします。

次に、地方六団体の補助金廃止リストの中に、私立高等学校等経常費助成金補助金、それから幼稚園就園奨励費補助金、これが入っているわけでございますけれども、この件についてどうお考えか、これは塩谷副大臣にお伺いしたいと思います。

塩谷副大臣 お答え申し上げます。

私立学校については、それぞれの建学の精神にのっとり、特色のある教育を展開していただいております。我が国にとっても大変重要な教育を支える役割を担っていただいておりますので、私立高校等経常費助成費補助金につきましては、私立学校の振興助成法に基づいて、都道府県が助成を行った場合にその一部を補助するものであります。これまで、私学振興に対する国の一定の財政責任を果たしつつ、都道府県における助成の核として、その水準を引き上げる役割を担ってきたと思っております。

仮に、この補助金が廃止された場合には、一般財源化されて、財政状況の厳しい地方団体においては私学の助成が削減されるおそれがありますので、その結果、学費等の値上げや教育条件の低下、さらなる公私の格差の拡大、あるいは都道府県の格差の拡大が予想されますので、この補助金についても、やはり義務教育の国庫負担制度と同じように、先生の御意見を踏まえて、その重要性をかんがみて引き続き十分に検討してまいりたいと思っております。

また、幼稚園の就園奨励費につきましても、幼稚園教育の重要性をかんがみ、幼稚園就園を希望するすべての者に対して就園の機会を保障するために、保護者の経済的負担の軽減や就園奨励事業を実施する地方団体に対して国が必要な経費を補助するものであります。

このことから、本補助金が仮にまた一般財源化すれば、市町村の財政事情等により、就園奨励事業が縮小されたり保護者の負担が増大する可能性があり、幼児の就園機会が失われることが予想されるわけでございまして、また、小学校以降の教育にも大きく影響があるということを考えております。

したがって、幼児期の教育というものがいかに大切か、人間形成の基礎が培われる極めて重要な課題でありますので、国としても、幼稚園教育を希望するすべての者に対して就園の機会を保障するという観点で補助を行うことは必要であると考えておりますので、この就園奨励費補助金についても、大変重要な国の責任であり、また地方との役割分担も踏まえて、義務教育あるいは私学の高校等の助成金と同じように十分に検討してまいりたいと思っております。

伊藤（信）委員 最後が十分検討してというところでちょっと腰抜けになるんですけれども、大意は私もわかりましたので、ぜひその信念に基づき、大臣と力を合わせ、

日本人の多様な教育機会というものが失われないように、私立の高校についての補助金についてもしっかり堅持して、むしろふやす方向で頑張っていたいただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、公立学校の施設整備負担金、これも補助金廃止のリストに載っているわけですが、今回も新潟中越地震があったわけですが、これが廃止されると、やはり財政力の弱い自治体の小中学校の耐震化、これも進まなくなりますね。それからこれも、都市やあるいは財政力の差による学校施設、教育施設の格差というものも、まさにまた広がってくるんだろうと思います。

この件についての大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

中山国務大臣 公立学校施設整備費負担金でございますけれども、まさにおっしゃるように、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る観点から、国が果たすべき責務を実現するための極めて重要な施策と考えておりまして、その取り扱いに当たりましては、この施策の重要性また教育における国と地方との役割の分担というようなことも踏まえまして、引き続き十分に検討していきたい、このように考えております。

伊藤（信）委員 地球の未来のために、日本の将来のために、文部科学大臣以下皆さんが、全力を挙げて、信念に基づいて、余りそのときのせつな主義でなく、それこそ米百俵の精神を持って果敢に判断し、行動し、いい結果を出すことを強く期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。